祝詞考

特別
イ 4
3163
163(1)

貴
14
3163
163(1)

加茂真淵翁著

祝詞考

浪華書林　河内屋發行

我上つ代の人は結まり。五十連の音のみ。後世よハ濁音の多ひ。国及或ハ鼻音舌音。云云なりすれをもて。清濁の多ひ又横音よ必例多く。実に神のはわざなるを。妙なるすゑをもて人ハ

しこハ

真淵が別に

○祝詞考上

水人虫千万を惣画して分ふんとなれば何かぎりもあんなれども
八しゝ迂をの極と
ゆえ我れハうゝ五十
音を男のゝ言の宗
也ゆゑハ有よつけて
ゝ云ハかきが
ゝ言ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

ゝ

ゝ

はまし〳〵なるそ[illegible]のこゝろを[illegible]
[illegible]るに後[illegible]老人の[illegible]独田舞る國[illegible]
[illegible]舞[illegible]る文[illegible]〳〵也い[illegible]〳〵[illegible]
[illegible]ふ[illegible]の[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]
傳へ来〳〵大[illegible]
[illegible]

すめ神を称[illegible]の下[illegible]
[illegible]代の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

代代いう説よりはるかに多くすぐれ
神代をもうつしたるものにかき
このかたことごとくみんな考解べき今回ふたたび
みや御ふるをいとなむべき移すべき奥所をもとめて
山にとりもどすべきこと
明らかのいつとしこのもの縣を嘗めるべきこと

附こいの事

古事記も日本紀も神代をのやうにいひ伝へ
し新直毘神。伊弉諾尊。みや御の形を絵
みたまうつしのごとくに解べきこと
このかたことごとくしるしをとき知べし。乱もちがへ出て。
文をふるのくさ海を知べ。高天原を解べ。
みつうつしも。そのかたちを解べ。
の絵はみや御をうつしたるものとのこと。いう信人
御。直き代のよまうを知べ。同じのちかきを
はうをうつしたるを知べ。神代とする
上つ代よりあり変。いつ言おくれ人。見ることの年。みや
しあ御でのたまひ海じひなるを見こ
ことこと。神代をはつきりとすべ。
ばつむ。人をうつしばうい。やきこのこと有べ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○古への代々[illegible]世を[illegible]代を[illegible]こと[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

祝詞考上巻

○祝詞　是は[illegible]乃里ノ力其畫とりし也。古事記に。天津祝屋命。布ノ力詔戸言祷白万葉十八に。奈加等美乃。數ノ能里[illegible]等其等。伊比波良倍。ノ力と有を[illegible]乃里ノ力とめ[illegible]ことも也。大祓詞に。天津祝詞乃。大祝詞事乎宣[illegible]を飾る[illegible]に。上[illegible]。又事と言[illegible]。古へ[illegible]。[illegible]。伊勢神嘗祭に。大祝詞辞とも也。

○乃里ノ力其等ちふ言の[illegible]ハ。神祖高木神の。詔賜し御言を承て。皇[illegible]命の。天岩門の前に。宣申[illegible]。古事記に。詔戸言と出たる[illegible]ハ。乃里ハ。皇祖神の美古ノ力乃利也。戸ハ。假字にて。[illegible]と書る辞[illegible]の多倍を約まて。豆と[illegible]る[illegible]ノ力に。[illegible]ハ。音便の[illegible]。

○大祓詞。[illegible]式に。[illegible]を祝詞と出し[illegible]。[illegible]辞と有に依て。皇朝の乃里ノ力其等も其大神の御切と。称いふ[illegible]。

そハ素也。皇祖神。及御孫命の。詔の言こと本なんむ。詔と言うみおとバを省めて。ゆる。彼彼賛辞の字を依さくの言と。名ぬんと。千秋八雲とえ。山を紅とうひ。ものの如し。凡の〳〵文字をかゝします。かゝう顕おはし。其祝詞の。もの〳〵の言。ゆる。能もかゝみゝとゆゝ。ものゝ。へさにあゝ。ゆゝ。こゝゝ。ゆる。

○凡祭祀祝詞者。御殿。御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭。中臣氏祝詞。中臣氏の神祖。天津児屋命ハ。神事を司どれむ。天岩戸の前ゆゝ。大詔戸言を宣申せ。仍て其裔て。忌部氏の神祖。太玉命ハ。其の大幣を司どれむ。同岩戸の前ゆゝ。其事と。祝つ。ゆる。孫。大幣と奉ゆ。諸の社へ。頒こしゆゝ。仕奉ゆゝ。ゆる。ゆの大殿御門の業の

詔ゆ言を宣ゆハ。こゝ。彼守ゆ。豊磐間ゆ命。大宮賣神。云乃三柱も。太玉命の子ゆゝ。ゆる。ゆゝ。ゆゝ。忌部氏の掌ゆゝ。

○凡四時諸祭。不云祝詞者。神部皆依常例宣之。この巻ゆの。ゆゝ。四時祭式ゆゝ。祝詞ゆゝ。も。彼ゆ。ゆゝ。例の祝詞の有ゆゝ。ハ。其を神祇の。唱申せと。ゆゝ。ゆゝ。異ゆゝ。ゆゝ。ゆゝ。文もいちゝゝゆゝ。ゆゝ。ゆゝ。

○神部ハ。神祇職員令。伯。大副。少副。大祐。少祐。大史。神部三十人。卜部二十人。使部三十人。と有て。其神部の中。中臣氏をゝゝゝゝ。ゆゝ。ゆゝ。

臨時。非時。ゆゝ。非時。ゆゝ。紀。万葉。ゆゝ。ゆゝ。ゆゝ。ゆゝ。

其臨時祭祝詞。所司隨事。脩撰前祭。

時とも。同じ例なるべし。

○處分。貢新故事。左右處分先已經二西處曰處分。別曰分。選叙令集解。處分ハ與授定同義也。らくさだめ。別ハ授定のきせ也。きさだめ。其のきさだめ。定あて。ことさだめ。後世ハ定のなまるなり。推量のみさだめ。

○神祇官ハ。堀川の西。大宮の東。一条。綾小路の北。

○或說。此天武天皇の御代。

○大寶令ハ。當時行の令。

進官。經處分然後行之。あハ臨時祭式に載さ。

霹靂神祭。すべし下。三十ば

こりて。その類。その外。ものつかさ。ハ。祝詞も見るべし。

○大政官の定めをなる也。式部省も神祇官の伯。史。

官。官とも。大政官

とりの例なり。

○新年祭。

ら稲をとりの。新年。

ことをなる。一ことを終。

解。敬令。歲災不作時令。順度。即於神祇官祭之。故云。新年。○此祭ハ。紫

神天皇の御代。

○波里ハ。宇都久万里。ちふ。言の。都を略き。久を其。

○波半倍留ハ。佐夫良布と同じ。

諸の國の神。神祇官。

ふ也。

集侍。此制儀式に大被處。參集諸國神祇官。

て宇其那波里ハ。宇都久万里。

宇都虫。宇都万佐。

里なり。万波里の類。

ら。諸の國の神。神祇官。

ふ也。

集の字。宇其那波里。波半倍留と訓也。

侍。今集侍のなを。

宇都虫。宇都万佐。

里。波里ハ。曾比波里。渚万波

○祝詞考上

○祝部。其社の。

祝部等。

宣。神主。祝部等。

唯。餘宣准之。

神主。其神を。

仕奉る人也。

諸聞食。

○祝詞考上

しまりて。聲を発
して。手聲こゑ強くと
いふ。神樂の拍子強き
こゝろ。警蹕めいひ
手聲こゑ強き強きと
いふ。

○神留神集神降な
ゝとかを。ゝゝと云ふ。
既云云。此外諸神
等神たちの類。
実は如云云といふの
るゝ。音便なり。
うんと唱ふる。
まぐるんぬすゝ云
の下ゝるゝ。某ゝ

○宣は。天皇孫勅する也。大御詔とといふ也。○社ゝ。ゝゝ。神主ゝ。
神の在ゝ。又神主。即祝部を兼。況又神主を兼ゝ。三代格ゝ
ゝのゝ。
ゝ。○右の小書ゝ。云云と有ゝ。況祝の文の。一段既ゝ
ゝゝ。唯ゝと申すをりゝ。ゝゝ唯ゝと。答ゝすゝ。ゝ。ゝ。
を閉ゝゝゝゝゝ。口を噤ゝ。開きて。去聲こゑ。伝ゝ。神武紀
皇紀ゝ。此ゝと。雄ゝの二ゝを出す。○右の集ゝ。ゝゝ。光告言
めゝ。本文ゝ。
左ゝ。

高天原爾。ゝ。可安万と云ゝ。安を略ゝ。音便也。
ゝ。野原。河原の原と。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
い伝神留坐。是を或続ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

[illegible]。伊邪那岐伊弉冉尊。天照大御神。[illegible]。
男女の皇祖の神をとりまとるといふ也。○この五つの命は。崇敬[illegible]
命なり。[illegible]。新命也。古事記[illegible]の同じ[illegible]を天神詔命以と書。下の崇神を御詞[illegible]。天津神の御言以て[illegible]なる意なり。

天社。

○文[illegible]。上つ代[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]。

國社。

國つ神。國つ社。定めましとも。崇神天皇の御代[illegible]。
[illegible]。皇祖神等の命を以。とりふるまつりけ。[illegible]。
○寛平五年の格に。二月朔日。六月十二月月次十二月。勅命崇敬者。國家之大事也。[illegible]。
不起時令順。度預此祭。神祇官幾外國。大小通計五百五十八社。[illegible]。
式[illegible]。

[illegible]。伊邪那岐。伊弉冉尊。天照大御神。[illegible]。
[illegible]。

○[illegible]。

[illegible]。

[illegible]。

宇豆ハ。嚴しく。大きなる地。下ハ。みくらゐ。高く。盛座に。充
ちるを。いつと雄略天皇紀ハ。新嘗。酒公が。率百八十種勝。
充積。ハ。倭。禹豆麻左。ちゝ氏を賜き。一云。御豆。母利森。
豆の言を。神代紀ハ。珍宝。珍此云寶。神武紀ハ。珍彦。此云手
吾皇宇都御子。万葉ハ。皇朕宇頭乃。大殿祭詞に。
御手以。乞ら。拔会を〳〵。知るべし。

朝日能豐逆登

日出る時を。その日の光。佳時。ハ。少。此時を用ひしもあり。
いかゝ。○豐を。ほめいふ。辞。逆登を。朝日の豐るを。さかのぼりて。
ハ。榮登と。ほめしよ。ほめ。ぼるを。逆を。備て。出。
べし。古事記ハ。波左叱能。恵ハ。佐迦延岐。

稱辭竟奉

久豐宣

是を。二度いひ。文。結ハ。能。
上ハ。同じ。下。
と。なり。

と唱詞。ハ。神。に。ハ。ほ。ハ。と。下。す。

全集解ハ。心。を。中臣宣。祝詞者。時行事。宣。參
集之社。を。祝部等也。と
ハ。ハ。同義。解。
以告神。祝詞。宣。聞。百
官。ハ。ハ。ハ。ハ。
下の辞別て。云。の。
ハ。神。に。祝部。ハ。
氏。云。ハ。ハ。ハ。
ハ。ハ。ハ。ハ。
いハ。ハ。ハ。ハ。
ハ。ハ。ハ。ハ。
ハ。ハ。ハ。ハ。

○この歌にも、かの神代紀に、皆墨縄をもて、こゝろ次式外、今世八百万人の制作なりとあるに、うたがふべし。

○股八、墨縄記にもいひたれども、こゝにもいひたれども、こゝにもいひたれども、こゝに

和の畏こし。和は大実の義なり。こは大なり。

○汁と酒めことしする。汁と米汁といひ、酒と米酒と。醸造酒薄酒とあるは酒のまじりまし。

○茅とのはくるもまるり式の顆祭の條に飯司のことわざこそ。

○新嘗祭の條に。花もつて飯と書のまれ。その料の顆といふは飯を。又米粮とも。初穂とも書とり。

○遠河のきに沖かきのまち別まかり。はしまの朝こく八共こ奥こく書おこ。五色の布をどの書おこ。

○物を備せ。備せ。ら。語る人。

○八方ともそこ。奉献五穀の方

めめ〜喝ってそ。高便せ。

○祝詞の言は。この祝詞。けのこと也。

数也。数とも。量。こ。いもの。

数せこ。太祝詞

祝詞

いも顆めこ。

祝詞

腹満雙氏。在こ。祝のけこと。

いひ。こ。其八顆。

酒を搗こ。旦祝の数。汁尓。

こ。雙こ云。

母顆尓

母。の母。御酒のこと。

いもに言をこ。こ。めこ。顆。在の千顆八百顆の顆を。こ。こ。ひい

こ。こ。こ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いと言を略く稱辭竟奉久々登宣祝部等
す。上と均し。

○大御巫能稱辭竟奉

乃百の美を牟とそ〳〵唱ふるハ音便なり。みこうの
のみ〳〵あるを平言也。○是ハ神祇官ハ八神と齋なまつる他と異なれ
ど大御巫のまつるものゝ聖武天皇紀に大宮主御巫生雲御
巫生島御巫と分るゝ如くに大宮主御巫ハ宮殿を祭る者を
略きていふなり。御巫ハ職員令集解に巫者知鬼神之道者也。在
男曰巫。在女曰覡。一説在男曰覡。在女曰巫。此令取此説員數考選者。待
令處分別記。御巫五人。倭國巫二口。左京生島一口。右京居摩一口。御門
巫一口。云云。宮中の神祇條に。御巫。宮殿祭。在御巫等。祭神二十三座。云云。
取處女堪事充。

皇神等能前爾白久。神魂高御

魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御
膳都神辭代主登御名者白久稱辭
竟奉者

古事記の天地の初の時。天之御中主高御産巣日神産
巣日の皇神を。次に二柱獨成出ましつと云ふ。此ハ
神祖ましまして伊邪那岐命に。次に皆この神話を受ひ給ふ。
於顯つは神の御代に。此二大御神と光榮を一に。○生魂ハ古事
記に。大年神。素戔嗚須佐之男神。之女生大國御魂神。と云ふ。其生魂神ハ神
魂命の御子也と。或ものゝ云ふ。足魂ハ。右の生魂神の
和魂なり。さて此二神を。神祇令の集解。鎮魂祭に。伝ふる饒速
日命。自天降る時。天の神より授ける。生玉。足玉。死反玉。道反玉。蛇比禮。
蜂比禮。云云。十種神寶の中。四つを。即。生魂。足魂。下三神と。言も
神祇官に。神魂命。光玉。生玉。足玉。玉。道反玉。蛇比禮。
功も。均しきを。おとふ。元。命長く。御髮。足ひ。まさに。死。魂

紀元年ゴ月の紀にも。
この項略と同じく載
水戸の玉箒現在像。
五行とはいふこと。
盤つかの事
[illegible]
[illegible]
風五行を離れ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○長門の文に[illegible]

[illegible]

睦神漏伎命。神漏彌命。豐。右の二神を。中臣神御祖也。次の中臣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長井。紀式ともう。綱長井神と
ゐる。別ハ考めし。

阿須波。紀式に阿須波神と云。古事記に大年
神子とゝ。延津日神。次阿須波神。次波比岐神とあり。石長井。上總歌に。
尓波奈加能。阿須波乃ゐ天に。古志波佐之阿伊波伊波ゝ年。加倍理ゝ
麻但爾。とゝ。文徳天皇紀に。大炊寮。大八嶋竈神。齋火武主比賣命。
延火皇神。云云。是竈の神ハ。阿須波神と。同き。し。ゐ。ふ。ゐ。ゐ。ゐ。の考
ハ。

波比支登。紀も。式も。波比祇神と有。祇を。波を清比と。
伊の如くいひ。支を濁て。登しかれ共。波と。
登とも。ゐ。ゐ。ゐ。

御名者白氏。稱辭竟奉者皇
神能敷坐下都磐根爾。右の神ゝ。坂座摩の比
を本とゝうしいまして
しまして。文。ゐ。ゐ。紀。ゐ。ゐ。ゐ

細きあと殘るを云ふ。それとのゝ轉末とらふ。
ちうの考へてる如き
氣味ハ今出雲ゝゝハ稲
ゝあるし。又故に殺ゝふ
よのそ皆後ゝぎ結の
ゝ。かゝ集ちぐも
てゝめゝ。先ぎゝに
長へ。ぼ。ゝ。
○内しゝ殺のすも。雑端
とらゝ敬ゝ祥端のし
ゝれゝ。ゝゝゝゝ
ゝ。ゝゝれゝ
ゝゝゝゝゝ。

ゝゝ。かゝゝゝへの氣の屋ゝ抵ハ。今も國ゝ多ゝ。ゝゝ。ゝハ今故旨し
いひゝゝ。それが末を棟の上ゝゝ組ゝ。おゝぎ形の端ゝゝ。ゝゝゝ
氣味ハ今出雲ゝゝハ稲
ゝ。屋ゝゝゝ。形をも。拘する也。且ゝの組ゝゝ抵末端ゝ。棟の上ゝ。
ゝ並出ゝ有ゝゝゝ。毛末ゝる抵ゝハ。い結ゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝ抵ゝ。

みめいゝ。ゝへの屋ゝかゝゝゝ。ゝゝ。皇御孫命乃。瑞能
仍ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

命豐磐間門命登御名者白弖稱竟奉者古事記に天御孫命降りまする時に思兼手力男天石門別の天神に賞て後に天石門別神の名謂櫛石窓神此神者御門之神也と云て其の樹に備はる美細亦名謂豐石窓神此神者御門之神也と云て其の樹に備はる美細

○湯津桂は湯の河内なり皆五百箇也とは木の枝のさきなり

荒魂和魂あり豐は大きに多ひあるを荒魂和魂の別有り

とも云れど和魂は一神を二つに分て四方御門各二座に有り也此の神は御門に坐す

爾湯津磐村能如塞座氏湯津は五百の磐村群也古事記に走

就湯津石村と云と紀に漑越五百箇磐石と云れ類同紀に石群と云

朝者御門開奉夕者御門閉奉氏ちへに傳に置と有戸を置と云

立隱ホ計乃ち

疎夫留物能自下往者下乎守自上往者上乎守夜能守日能守爾守奉故

皇祖神の大会に從ひて御孫命に如五月繩邪神の也

大を云へ入果とする也

皇御孫命能宇豆乃幣帛乎上よ

○生島能御巫能稱辭竟奉皇神等能前ホ白久

和名抄に東生西生と出り比年我志奈利と迄志奈里と刻れど

式に和泉國大鳥郡生國神社鋤鍬信濃國小縣郡生島足嶋神社二座名神大

其頃既に唱詞まうる類も多くなれば、すべて
○神祇官うの名八継體紀より始めて見えたれど、既に崇神の御時うの
後、[illegible]ここのまうすべて難波の[illegible]八諸神を合せまつる
宮なり。[illegible]

し有て、[illegible]神と、共に迂し離しうやしまもりつゝ久しく思みう。因式
の按は國、東生郡より難波坐生國國魂神社二座、弁名神大月次、相嘗、新嘗、[illegible]
元年紀より、難波生國魂神、坐摩神、[illegible]孫きこ[illegible]おこの御名八依
[illegible]。[illegible]と生嶋とい[illegible]城、二郡より東生西生とのこい[illegible]文この生
[illegible]。[illegible]難波の[illegible]八諸神を合せまつる宮なり。[illegible]

[illegible]。[illegible]奈利し喝へ難波の[illegible]今も[illegible]神社の難波の[illegible]
[illegible]。[illegible]齋[illegible]城部[illegible]
[illegible]。かし[illegible]既より[illegible]
[illegible]。生國足國豐御名
難波生嶋う[illegible]べくれ[illegible]
者白氏。稱辭竟奉者。右の生嶋八地の名、此生國足國[illegible]
[illegible]也且、二座とする[illegible]、因神の國[illegible]
荒魂和魂[illegible]と既より[illegible]。皇神乃數坐島能
八十島者。島八即[illegible]を[illegible]次の文より。狹國八廣[illegible]
紀より大八島國とい[illegible]類也さて數坐島[illegible]

大神を、一[illegible]より難波[illegible]
めくしくしく[illegible]
[illegible]。谷蟆能。狹度極。[illegible]八他[illegible]谷
蝦蟆[illegible]
[illegible]谷具久[illegible]
が一歩の一寸[illegible]狹きこと[illegible]
鹽沫能。留限。[illegible]潮の[illegible]
狹國者廣久。峻國者平久。嶮能八十
島。墜事無。[illegible]皇神等能。依左志奉
故。島と國八[illegible]
命より[illegible]。[illegible]谷具久[illegible]文。上つ代の言[illegible]

皇御孫命能宇豆乃幣帛稱

辭竟奉久登宣。

○辨別。言ひわけ。伊勢爾坐。天照大御神能大前爾白久。雄略天皇紀の大御歌の多礼曽意富麻幣ホ麻袁須〻者を思へば。皇大御神能

ま後しいかでかは。なるべしとの意。

ほれぼれとかゝれば。ほれ〻〻と泥へて。

次下より伊勢より。大御の見霽志坐。四方

二字を補ひて。今本にて。

國者。天ぶしめす。日月の生る。

天能壁立極。天の壁の

めぐ四方

大御神と者八方の事也。

也。

○祝詞考上

めぐりの類の言也。

藤原の文人なども。

例〻

國能退立限。退立ハ。遠放也。方〻。

退ハ。遠放。加利の約ハ。

彼方まで。彼方とも。遠くもいひ。

天雲。純。遠藤の極。遠藤の雲。

同じ言也。古事記。仁德の歌。玖毛婆那礼。曽岐の作を。遠く曽久敝と云。

久。同青也。旦。放と。遠ハ。

立ハ。古の極。立の

立めし。

青雲能霧極。白と。

雲白肩之津。などいひ。

へり。

白雲能墜坐。向伏限。

言をうへ〻文をれ

よの〻〻。方。

ぬきいれ。○向伏。遠く向ひ

伏。

雲の。向伏國神功紀。天

磯向津媛。

青海原者。棹柁不

○柁。舵。柁ハ。同。

和名抄。舵ハ。王船木也。

又柁ハ。船尾也。多伊しい

干。船のうもれく通ることなり。挽て。古事記。新羅王の云。不乾船腹
不乾舵楫など有も古事記に見えたり。此ばかりなり
もぞ。舟艫能至留極陸ハ。馬凡至留大海
例なり。限とりて。均し。
爾。舟滿都々氣氏。陸ゝ。長ゝ自陸往道
ゝ。ゝ。ゝ。

万年の荷尚と申しまつるも考へし。[illegible]諸[illegible]の淵の沈
あるを大因[illegible]大因[illegible]。[illegible]諸の陵[illegible]奉出[illegible]。

皇大御神能大前爾。如横山打積置
氏。殘乎波平閉看。其齢を御孫命
御世乎。手長御世登。堅磐常磐爾。
らの示ハ常盤の如くなるし。齋奉茂御世爾幸閉
ものと暗[illegible]。

○神代紀の今[illegible]

奉故。もハ神代紀。[書]千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜
爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者歟下
[書]高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬於天磐境當爲吾孫奉齋
矣汝天兒屋命太玉命宜起樹天津神籬於葦原中國亦爲吾孫奉齋

[illegible]

御命とも常磐ゝ茂御世ゝ齋奉奉[illegible]。天照大御神の御孫命の御世とも。
既ゝ皇吾睦神漏伎神漏彌命登。あゝ上ゝ
[illegible]

○事の能[illegible]ことに假
中[illegible]且濁ゝ言[illegible]ハ
[illegible]

[illegible]

ども。天照大御神とも。御父母と兼ゝ敬あゝ[illegible]。一柱の御[illegible]を
も。かゝらかの。出雲國造神賀ゝ高天能神王高御魂神魂命ゝ者ゝ男
神ゝ[illegible]。神ゝ[illegible]。[illegible]日女神とも[illegible]。只かむ
ろゝ[illegible]。[illegible]。

宇事物頭根衝拔。猪のゝ[illegible]。頭と倒ゝ水
[illegible]ゝ衝入ゝ。人の頭ゝ地ゝ[illegible]
[illegible]。[illegible]。且頭根ハ。首根[illegible]頭と倒ゝ[illegible]。先頭ゝ[illegible]
[illegible]。事物ハ。即ゝの物とい[illegible]。鴨自物[illegible]
[illegible]ゝ船の法びゝ[illegible]。穴自物勝折伏氏。ゝ人の勝[illegible]
て[illegible]。[illegible]類也衝拔ハ。突通すとい[illegible]

○縣八古事記の成務天皇條に定賜大國小國之國造示定賜國々之堺及大縣小縣之縣主とあり。日本紀に國郡縣邑とし出雲國造の條に郡を縣と紀し遠の條に郡を縣と紀し[illegible]

類聚國史の國造の條に延暦十七年三月記曰難波朝廷始置諸郡云云とあり。

りの也。さて御孫命の御自敬まれさ給ひて。

幣帛乎。称辞竟奉久登宣。

○御縣爾坐皇神等前爾白久。縣八後と郡と同じ。故文を古へに依て縣と云て即この六つの縣と郡の名を用きたり。新べく且郡ちかつて後に定らるべきなり。さてこの御縣八今の官田とし[illegible]畿内に[illegible]高市葛木十市志貴山邊曾布登。御名者白氏。此神たちの御名八[illegible]供御の物を作る御庄とし[illegible]

どちらにまします社に坐ますを御名といひたり。此六御式にも六ありて。御縣坐神社とのせ挙られたり。

縣爾主出甘菜辛菜乎。菜の事八上にいへり。[illegible]

[illegible]ハ略きていふべし。持参来氏。皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故皇御孫命乃宇豆能幣帛乎。称辞竟奉久登宣。御縣

[illegible]代[illegible]御庄と定めたまひしなり。其御縣を給らんとて[illegible]

臣の本居葛城縣なりしに[illegible]推古天皇紀に蘇我大代に[illegible]失ひつと後の君[illegible]

[illegible]紀に於倭國六縣被遣使者宣造戸籍并校田畝[illegible]

[illegible]の[illegible]。○山城の京[illegible]内膳職の[illegible]所の御園を定め[illegible]

[illegible]の御園の神十四座をも奉りませと。[illegible]依て大和の六縣八月次新

肯の事ゆゑじ。深
きもち深ハぎなり。

○山口坐皇神等能前爾白久。飛鳥
臺郡。石寸。寸市郡。忍坂。城上郡。長谷。同上。畝火。高市郡。耳
無。登。寸市郡。御名者白氏。社の在所と。御名とをいふなり。
上にもかゝれし。元山口坐神とい
ふ。是ハ。多の社どもゝ。ことに此次の社と。月次新嘗ゝ。ゝ。畝火耳無
ハ。孤立ゝ山ゝ。ゝ。ゝ。宮柱ゝ。ゝ。ゝ。

竟奉久登宣。

○水分坐皇神等能前爾白久。古事記ニ。天水分神。

割註下效レシ。とかゝれたるみくまりと云めるは世の訓ハ。うゝ[illegible]しこめ水分ハ。文武天皇紀ニ。奉馬于吉野水分峯神。祈雨也。万葉ニ。神左根磐根已凝敷三芳野之水分山乎見者悲毛かなしと有るゝ。儀川の名て見る所也。うゝくゝ[illegible]ゝ。水配と云ふ。ぶと義ハ。清濁通ふ。[illegible]。英久百王と云也。旦ハ[illegible]ゝ。吉野ハ右ニ。宇陀。式ニ。都祁。坐神名ニ。四所ありつゝ。式ニ。山邊郡ニ。都祁水分神社出る。葛木式ニ。葛上郡ニ。御名者白氏。

稱辭竟奉者所ゝ。御名ゝ。すれ上ニおれし。皇神等能寄

志奉年。奥津御年手。八束穂能。伊加志穂爾。寄志奉者上ニ。皇神等爾。初穂平波。穎爾汁爾。母。砥閉高知。砥腹満雙氏。穎ハ。穂汁ハ。酒とゝ。饒ゝ。[illegible]。この[illegible]の略ゝ。考ゝ。[illegible]。上つ代ゝ。[illegible]。稱辭竟奉氏。遺乎波。皇御孫命。能。朝御食夕御食能。加牟加比爾。

[illegible]。[illegible]。神ゝ。即神ニ奉ニ遺と[illegible]。加比ハ。縮穂の名ゝ。[illegible]

すこもいふ。上の御年の神なり。ことほぎ
又ほいへぐ如しと下る和稲といふも。即来
食　登　長も遠も　祝ぎとも。赤丹穂爾聞食故丹　赤土
赤き飾光を施さらふ。百姓。紅衣染雖欲著丹穂哉人可知　をどい
ぎ。ほうぐまいも。御孫命の御病おはしましたれば。大御顔の赤きをもて。
下の神賀ふ。赤玉能御阿加良　皇御孫命能宇豆能
毘坐ちふ。おれしてすがめも。
幣帛手。稱辭竟奉久諸聞食登宣諸聞食
ふ言をおれ中らに奉し祝詞。ことを。ほぎこと。
ほの文とまうしに云ふ。ことを。
○辭別。ことをわきまへ。忌部能
かくらすを。上れ修ふ始し。忌部氏の弱

肩爾。大多須支取掛氏。弱肩云云。續日本紀の詔ふ。弱き身ふ。重き任す
まをもを。詔へ教ふ。均しく。文ふいひ。持由麻波利。仕
且忌部の労き仕奉るを。ハ。
奉禮留。幣帛手。持ちとの幣を。取すら。ふ。ふ。
麻波ふ。由ハ。伊年の約也。仍て云へ。齋古
ともを。由ふい。伝ふ。即て。神嘗祭ふ。持齋波里と出る。麻波利ハ。其伊美の
美を。延ふ。乳ふ。ぞ。ふ。
○齋部ハ。神事の時。手行有ふ。ふ。祥を。
領巾を掛ふ。ふ。後世神を拜む人。ふ。ふ。ふ。
神主。祝部等。受賜氏。御孫命の御ふ代ふ。忌部
しを。神ふ。ふ。ふ。の忌仕奉ふ。人。幣帛ふ。ふ。
うけ。ふ。ふ。
車不過捧持奉登宣。謹敬て。持退て。

ふ。ふ。ふ。出ふ。事
ちふ。齋。ふ。ふ。顕
ふ。ふ。ふ。ふ。
仍て。世。ふ。ふ。齋。
謹敬。努ふ。ふ。
ふ。ふ。ふ。
又大嘗祭の。感紀。ふ。
ふ。ふ。

が國ふの大神へ奉給と。
御孫命ゝのまつりなり。

○春日祭

神名式大和國添上郡春日祭神四座、とゝゆ。鹿嶋坐武甕槌命。香取坐經津主命。天兒屋命。萬幡姫命。おほすゝい條に祭ハ四時祭式に二月十一月上申日也。この祭ゝ始まるハ貞觀元年十一月九日也と。或るものゝ云て實録にのせたるとゝ。同十八年二月丙申春日祭如常とゆゝし儀式にも挙られ給しゝバ。定ゝなせゝ。くゝてゝもの祝詞ゝ。彼貞觀の頃ゝ作るなる條ゝの言ゝ。古こ遠ふゝ。

今ハ天皇坐世ゝ有ハ神ゝ。ゝ改む。○鹿島香取ハ臣の神ゝ。ゝ人皇ゝ。ゝ臣の神ゝ。ゝ皆御孫命ゝ。ゝ祖の祝詞ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

天皇我大命爾坐祭。祝詞ゝ。既ゝ。御祖皇神ゝ。御親ゝ。崇ゝ。ゝ。其高祖皇神ゝ。皇親ゝ。御孫命ゝ。ゝ。又常の宣命ハ臣民へ下しゝ。天皇の大命ゝ。ゝ。御孫命ゝ。ゝ。天皇ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

ハ。伊勢の神宮の御事なり。かゝれ
ばこの人〻。言葉〻〻原作〻〻
命。式に。下総國。香取郡。香取神社。名神大。月次。新嘗。
と。斎之大人とも申す也。神代紀書に。天神遣経津主神。武甕槌神。
使平定葦原中國。時二神曰。天若悪神。名曰天津甕星。香語先誅
此神。然後下機葦原中國。是時斎主神。今在于東國。檝取之地也。既而二神降到出
雲國。云云。右の斎を稚ち言の主。大人ち一言。日紀に。丹波
道主。志主。道主。出雲記。
いつそ〻〻。同じ〻〻。
大人。
〻〻。久〻。経津の二字を。齋一字に。略しなめり。
と。齋主と。出しとも。ちゝ〻〻。いとひのうしと。書べし。○右の小
書に。齋主の主。おとり。武甕槌の鹿嶋に坐。〻〻。
なみ〻〻。為
しるめなり。

枚岡坐。天之子八根命。式に。河内國。河内郡。

○香名。五五七。七。世。葉中御祖。とかに。小。
せるかし。又此神。
云云。十二。
小字。
成時。云云。
上。
○神代紀の。
も。甚。
紛紜。
後世人。私。
しる。
ならず。

平岡神社四座。
ちの。
藤原氏。
也。
ちゝ。
也。
比賣神。萬幡姫命。
白。
廣。
太。
の中に。平野。
見。
孫。
賜。
能。
根。
爾。
宮。
柱。
廣。
知。
立。
廣。
太。
柱。
廣。
高。
天。
原。
爾。
千。
木。
高。
知。

○ここ。柱。
助。
ちゝ。
ちゝ。
ちゝ

氏。天乃御蔭。日乃御蔭止。定奉氏。定の上。

言〻〻ハ[illegible]の京あ[illegible]〻〻。かく[illegible]〻〻。雅[illegible]ぬこと多〻。

○鹿嶋。香取大神。三笠山に宮遷して。遷〻[illegible]神[illegible]。神護景雲二年[illegible]。又平岡の大神も同じ。先[illegible]紀[illegible]

貢流神寶者。御鏡。御横刀。御弓。御梓。

御馬爾。備奉理。馬[illegible]

いにしへ。次〻御服波。明多閇。照多閇。和多閇。荒多閇爾。仕奉氏。四方國能。[illegible]

興利と有。獻。禮留。御調能。荷前取並氏。青海原乃物者。波多能廣物。波多能狹物。奥藻菜。邊藻菜。山野物者。甘菜辛菜爾。至麻氏。御酒者。甕上高知。[illegible]。甕腹滿並氏。雜物乎。如横山積置氏。神主爾。某官。位。姓名乎定氏。獻流。宇豆乃大幣帛乎。安幣帛乃。[illegible]

○[illegible]

○姓。[illegible]

足幣帛登。是ハ。國藏る
登。皇大御神等乎。稱辭竟奉久登。白文の志ハ。
平久。安久。聞食者
めるしるせも。云も既ることなし。只皇大御神といふ。古事記ハ姫
こそ。直姫神ともつゞきこゝハ。天皇を中なる御名とのみ文ゝ志ハ。
今ゆゑ。ことなりこゝ。直ちに伊勢を。又ハ。
式大祭と。皇大神とをしるし。如此
仕奉爾依巨。今母去前母。天皇我朝
廷乎。平久。安久。足御世乃。茂御世爾。
齋奉利。常石爾。堅石爾。福閑奉利預

而仕奉流。預ることを。大改ハ國ごとに。ことしるし。諸の處々
目ゝ。皆志ゝ。仍て百官ゝ。ゆゑ。
家々王等卿等乎。母。平久。處々ハ。官省寮司衛府京
國職廳をみな。いハ。氣と
○八乘授のことゝ。誤せ。ハ。王卿百官
の表々ゆゑ。
波叡能如久仕奉利。佐加叡志米賜
登。伊加志ハ。艶ゝ。夜久波叡ハ。彌木榮を。略き。榮ゝ言
せ。いやかるへう。木ハ生榮ることゝ。ゝ。又ゝ。
りてゝ。遠ゝ人。本神の孫數の。ゝ。やまぞそ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。

豐白大原野等祝詞。

校圖 大原野。奈良の西の郊。古の柏原の地。准之。

ふれめと○校圖ハ。既るあり。大原野ハ。山城乙訓郡にあり。春日の大神をこゝに遷さんしを。仁明天皇嘉祥三年也。或云。嘉祥三年兩院冬嗣公移し遷しなるこゝ。

或說。嘉祥三年兩院冬嗣公移し遷しなるこゝ。

其前年嘉祥三年に遷さんしを。今も旅宮なるこゝ。○四時祭式に。春日祭の次に。大原野神四座祭と挙て。神名式にハ。式社と挙たり。

式に。春日祭の次に。大原野神四座祭と挙て。神名式にハ。式社と挙たり。

文德實錄に。仁壽元年二月。別制大原野祭議。准梅宮祭。

文德實錄に。仁壽元年二月。別制大原野祭議。准梅宮祭。

七三年に。興に續日本後紀に。こゝ。後に幣帛。又同乙訓郡に。乙訓坐火雷神社。名神大月式社に。

嘉祥四年四月改し。仁壽元年しなるの也。

合せ祭に。別に挙たる。火雷ハ。即。建甕槌同神也。

○廣瀬大忌祭。

○廣瀬大忌祭。

今日龍田祭もあるに。ハ。是に倣ることゝの條にもあり。

○祝詞考上

神名式に。大和國廣瀬郡廣瀬坐和加宇加乃賣神社と有。文德實錄にも。既に加くに。且も大忌神とあり。古也。

もと大忌といふ。

命しゝ。穀物を依す。神なれ。

ハ。

ハ。

崇神天皇御代。

裏に。

武天皇四年四月。御使。

四月七月。御使有。日ハ定。

祭と。後の紀に。皆略きて。

延喜神祇式に。四月四日と見も。

佐保川ハ。東方。流。佐保川の名ハ。地名。流。

廣瀬能川合

廣瀬。今もこの社を。川合村といひて。佐保川の流合る所也。川合

[illegible]

といふるあと志らし。今も大和川と川とあるも也。是と廣瀬といへるも。大川系なるもしに[illegible]。[illegible]。

所の此

稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久。御膳持須流。若宇加能賣能命登。御名者白氏。古事記ニ。伊邪那美神の御子。和久產巢日神。其子豐宇氣比賣神。また外宮の度相ニ坐。登由氣神と有も。この御子なるべし。[illegible]。飢時生兒。倉稻魂命。また保食神を。軻遇突智命の子なるもなり。如此信へのさばへなる。[illegible]。古へ[illegible]の一つ。[illegible]。九しの神の御功。[illegible]。御名とも。[illegible]。共ニ穀物食の類を。[illegible]。均[illegible]。皆同し大神の荒魂和魂なり。[illegible]。此皇神御前爾稱辭竟奉久。皇御孫命能。宇豆能幣帛乎。令捧持氏。王臣等乎爲使氏。天武天皇四年癸未ニ。甲戌朔ニ。十日ニ當る。遣小紫美濃王。小錦下佐伯連廣足。祠風神于龍田立野。遣小錦中間人連大蓋。大山中曾禰連韓人。祭大忌神於廣瀨河曲。と有。[illegible]。持統天皇まさ[illegible]。其紀ニ。四月七月御使のる。[illegible]。人の名。皆略[illegible]。此文奈良朝の[illegible]。廣瀨の王使。[illegible]。四時祭式ニ。大忌祭。風神祭。差王臣五位以上各一人。神祇官六位以下各一人。充使と見えたり。

稱辭竟奉久。神主祝部等諸聞食登宣。古い初の宣也。使の中臣。神[illegible]に宣する[illegible]。[illegible]。[illegible]。

称唯記る次の文を唱る也。

奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物四時祭式に絁一丈八尺絲二絇綿五兩五色薄絁各一丈五尺倭文三尺とあるを。この比めと云るべし。下へ〻はゝ〻見る。五色の物ハ。神寶の五色といふも。のるらん。

右の五色の絁也。或説に五色の物ハ。神寶の三色有鉄ハ鋒の料なるべし。下尺三尺とあるを。この比めと云るべし。下へ〻はゝ〻見る。五色の物ハ。

楯戈御馬右同式に。楯鉄鞍の三色有鉄ハ鋒の料なるべし。下もそなへ也。楯ハ。神代紀一に。大汝貴神の神宝とあり。供造百八十縫之白楯とあり。天孫降臨時に作給とあり。崇神天皇の御代に。神社に楯戈を奉るべしとあり。始て石也。且楯ハ。皮にて縫一也。故出雲風土記の楯縫郡の條の文にも。縫といへり。

御酒者雖能問高知。雖能腹滿雙氐。和稲荒稲爾。亦古志稲ハ。古米。その亦古の亦を略き。志ハ亦の約ハ世ゆるゝ。発ゝ物して。古米荒稲ハ穎なるべし。有ものとしるべし。その穎の粃をすりきるべし。亦古志稲ハ。古米。

山爾任物者毛能和支物。鳥也。毛能荒支物。獸也。大野能原爾生物者甘菜。幸菜青海原爾任物者。鰭能廣支物。鰭能狹支物。奥津藻菜。邊津藻菜爾至万氐。置足氐。奉久登。皇神前爾。白賜

部（イリヱフ）神主等如此奉（メテマツル）宇豆（ウヅ）乃幣帛（ミテグラ）乎（ヲ）
宣（ノリ）称唯（ヤヘ）
安幣帛（ヤスミテグラ）能（ノ）足幣帛（タラシミテグラ）豐（トヨ）皇神御心（スベカミノミコヽロ）平（タヒラケク）
安久（ヤスラケク）聞食（キコシメシテ）氏（ウジ）皇御孫命（スベミマノミコト）能（ノ）長御膳（ナガミケ）能（ノ）
遠御膳（トホミケ）豐（トヨ）赤丹（アカニ）能（ノ）穂（ホ）爾（ニ）聞食（キコシメサ）年（トシ）五穀（イツツノタナツモノ）
物（モノ）こそ仁五穀物とゝ云ふ義なるべし。又寄奉（ヨサシマツル）礼（ウヤマヒ）
いふ云もあるべし。○ぱらぐむこの云をきまゝ代。○又あるこゝ
右（ミギ）五穀物（イツツノタナツモノ）三字（ミツノアザナ）は有（アル）べし。次の皇神能御刀代（スベカミノミトシロ）の
六字（ムツノアザナ）は衍（アヤマリ）なるべし。下（シモ）の乾田系（カハタケ）の言（コト）をむこの伝（ツタヘ）なるべし。皇神能
御刀代（ミトシロ）手（ヲ）始（ハジメ）氏（ウジ）親王（ミコ）等王臣等（ムツキミタチ）親王（ミコ）
あのゝ

○乾田系（カハタケ）とは玄宗開元礼に食須五穀物手始云々とあり。

○武代の刀は戸也。代は田也。乾田系の田也。

封戸の田地をとり。○皇子を親王。二世以下を大君といひ分てり。
○武代（ムシロ）ぱらぐむこの云をきまゝ代。此祝詞は慶雲元年。和銅の初年に成る。
大寶令の頃よりもすこし古言なるを知（シル）
ら云ふ。もとより不を知（シル）べきなれど
万葉の御代吾生有験天地之栄時
小相樂念者（ウタヒ）
ふ。おのゝ
しるべきゝは武代の
樂ひ者（ウタヒ）もさ
ふ言なるべし。

天下（アメノシタ）公民（オホミタカラ）能（ノ）取作奥都御歳者（トリツクラムオクツミトシハ）
手肱（タナヒヂ）爾（ニ）水沫（ミナワ）畫垂（カキタリ）向股（ムカモヽ）爾（ニ）泥畫寄（ヒチリニカキヨセ）氏（テ）
取将作奥都御歳（トリツクラムオクツミトシ）乎（ヲ）奥つまもゝまゝ代古言なり
多年なるべし。
八束穂爾（ヤツカホニ）皇神（スベカミ）能（ノ）成幸賜（ナシサキタマヒ）
者（ハ）初穂者（ハツホハ）汁（シル）爾（ニ）母（モ）穎爾（カヒニ）千稲（チネ）八千稲爾（ヤチネニ）
今本に八十稲とあるは誤也。千とんだかゝる言は千代に八
千代に五百代に千代と那ど下に那の字を残いふべきを上にのみ千

○祝詞考上

稲五百稲とあるも。おなじつゝきなり。まこと千といひて。引居氏。
ナとりつゝすハ。すゝ飯き也。也ハ書そのこあやまりそ。
引連ね宝也。○勅撰の八千稲を酒ともれし。或ハ穎ハ如横山。
ゞゝも。或ハ米ゝゝくも生らを。かくさぶるよりハ文し。
打積置氏。秋祭爾奉牟今四月の祭ゝ七月の祭
ゝれゝゝの言を換べし。皇神前爾。白賜登宣。祝詞なるこハ。
部等諸国食賞賞とあて。こゝゝゝもゝべきゝ。
ゝゝもいゝゝ。武文ゝハ。ゝ。衍もいゝゝ。
倭國能。大和しかゝぬと。ゝゝの雲和銅六御縣乃。
の国能文ゝゝ。おゝいゝ。
山口爾坐皇神等前爾六の御縣ハ。既ゝ出。山口
母の神社ハ。引ゝゝ。

どゝ。ハ宮枝ゝゝ。ゝゝ田ゝゝゝゝ。祭ゝ。ゝゝ。ゝ。ゝの祭
と。ゝ田ゝゝ。同じ。縣の乃。祭ゝゝゝゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝれゝ。他の神ゝゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
山ゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。
命能。宇豆乃幣手。明妙照妙和妙荒
妙五色物。上ゝ出。楯戈爾万至奉。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
爾。如此奉者。皇神等乃敷坐須。山々
乃自口。狭久那多利爾下賜水。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
加ゝれゝ。逆垂を延てゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

甘水登受而。今の大忌祭の義解に。欲令山谷水變成甘水浸潤苗稼得其全稔。故有此祭。といふことを。張孔文人。遊つかゝ[illegible]

○この祝詞に。甘水といへるは。皇朝の言にも。[illegible]

う市る天下乃公民乃取作禮留奥都御

歳乎惡風荒水不相賜汝命成

幸波賜者初穂者汁爾穎乃閉

高知瓺乃腹満雙氏如横山打積置

氏奉牟王臣等百官人等

登

○西宮拾。正月七日節會に裏書に季部王記。百官主典以上稱名乃稱。同節に乃稱召。節會に大夫等御酒給へと仰て。又重陽裏書に大節小節。大夫乃稱乃稱。小節に侍從稱如儀式云々。

○[illegible]

稱男女爾至万乃稱ハ[illegible]乃稱ハ[illegible]里の畋也。乃稱里人。乃氏。乃毛里[illegible]の言の。乃毛の約乃[illegible]を。稱人[illegible]の世[illegible]公に仕奉る[illegible]の稱ハ。防令[illegible]里長防令[illegible]乃稱といへ[illegible]の御縣の乃稱ハ。防令[illegible]里長[illegible]

倭國乃六御縣能乃

仁德天皇紀に。近習舍人といふ。[illegible]公の字[illegible]

今年某月某日諸參出來氏某月某日[illegible]

七月とかゝること。天武天皇紀に。[illegible]

[illegible]

里長なども。又西京の力
称すべきもいへども。今
防令などなべし。

かゝ法ハ。式文かくまゝ〳〵ハ。日数定めがたきをもて。新しく後各四日こ
定めらるゝ。なり。多くを。式の時。のりゝ。そをのすゝに記はべてかく
ハ有ら
ず。

皇神前爾宇事物頭根築拔氏

氏古言の
ゆゑ。朝日乃豐榮登爾稱辭竟奉

神主祝部等諸聞食止宣

神主等称唯。そのゆ
しゝ式。御縣ハ。祈
年祭。あり。高市。葛木。十市。志貴。山邊。曽布。氏。六郡也。かゝ
山口坐神と申す。高市。飛鳥。十市。石城上。忍坂。同長谷。又高市。畝傍。又十市。耳梨。なる
あり。同式。あり。ゆゑ。郡名。同じきも。御縣の社。山口社。谷ごと
也。又四時祭式。おの大忌祭の條。是日以御縣六座。山口四座。合
祭。大忌祭。合祭。此御縣六座ハ。右。如。曽布。の六也。山口ハ。四
時祭式。名。石木。忍坂。長谷。畝傍。耳梨。夜支布。添上。伊古麻。平群。巨
勢。一一山口神社。鳥。葛上郡。當麻。葛下郡。大坂。同郡。吉野。吉野郡。都祁。山邊郡。十
四座也。此中。初年祭の祝詞。あ。あ。外。なる。加。ら。し。

○今法。隆寺。孔。子。
ゆ。しき社二つ有。
もを。絵画の。宮。
しらひ。ちゆ。ハ。
いつ。そ。り。く。こ。を。
立。聖。孔。法。孔。子。
る。今。も。そ。
又。あの社。の。こ。ら。に。
方。さ。山。麓。の。あ。ハ。古
へ。陵墓。の。地。そ。
ま。る。し。。。を。
ま。の。み。祀。て。立。聖
の。ま。せ。を。ま。く。
も。る。人。方。る。立。野

○龍田風神祭

龍田

神名式。大和國平群郡。龍田坐。天御柱。國御柱。神社二座。並名神大月次新嘗
龍田比古龍田比賣神社二座。と。ゑ。ま。ま。則龍田山の東
西の麓。立野。と。云。ふ。ゆ。今。も。ち。と。。立。聖。村。と。い。へ。。其
立。聖。孔。子。のみ。づ。き。社。内。に。東。に。向。て。大。なる。社。二。つ。有。
也。比古神。比女神也。。。の。大。社。の。東。に。ゆ。社
ゆ。る。。。也。ハ。後。ゆ。。。

志貴嶋爾。崇神天皇の大和國。磯城瑞籬宮をり。大八島國知志
日本を總て大八島と皇御孫命乃遠御膳乃
いふ。古事記こゝ。
長御膳止。赤丹乃穂爾聞食須。五穀
物始氏。古事記に。大宜津比賣神死まして。於二目生稲種於二
耳生蚕於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆〻云〻五つ
の穀天下乃公民乃作物草乃庁葉
爾至万大祓の詞に。草之垣葉と云ハ。訓を知らぜこれ庁葉
氏。と有を義を以也ら〻行家を見るまゝ〻とり〻て〻
治づめ〻の皆傷蠹不成一年二年爾不在歳
すゝを去〻もゝ〻。

○今本真泥久と有音ハ通へど式文に似ず仍て泥の字とす。

真泥久傷故爾。〻〻を去ハ故乃也也。万葉に間無を。
泉泥久とよめり。○崇神天皇の御代に
ハ。民の疫病すを〻〻挙〻。ト〻せ〻多〻。仍て大物主大國魂の神
〻を祭るまつりハ〻〻風雨〻〻。古事記にも紀にも如此
も。紀に。天神地神共享而風雨順時。百穀用成。ふ云〻仕〻ふ〻〻
しもあ〻ず。〻の上。上つ代の作〻て。彼〻〻も〻〻〻
国史〻〻〻べき〻〻。式祝詞の百能物知人等
を。いゝ〻〻の傳へと〻〻〻〻。
乃。ト事爾出年。神乃御心者此神止
白止。負賜支。百八。〻〻〻〻〻〻
て〻〻〻〻〻〻〻の〻を知る人をいふ〻〻〻〻。
宇良の方を。〻〻知人を〻〻〻の〻〻
肩骨を焼〻も。〻〻〻〻〻〻〻

之波を迦而令古麻加
那波而と者を令せ
こと。且武蔵国とし
いへる。その国造
しるしとする也。
又万葉右の下に能
良奴伊毛我名可多
加伊氏年可母とい
へる。曾を焼る
形といへり。

肩抜而とあるをもて。万葉にもむ此乎物知人等
けし。一説に。こうぬとあるもあり。
乃卜事乎以氏卜出留神乃御心
母無止白止聞者氏。もこ二つ者、一つ者、万葉に者
とひ。ずもちふるを合せ
てきめしめすと云時者とは。一つハ。めすとそ。およ有ゆくす
といふ。すのすあるとす。すとそ。云とこと
ハそのすしるを。めれ。皇御孫命詔久。神等乎波。
ハ。聞食と云べうと。
天社国社止。忘事無久。遺事無久。
ると。訓べ。しと。万葉にかこうるとおつとを仮とて。稱辭竟奉止。思志

○今年とも。おこ。ハ。ず。と。
言の伝を。
文の言。
○上の作の下に釜
の字あるべき。下
皆。
○命の下に能有
べき。
○伊勢ハ。寝入
と也。
夢を。
○今年とも。おこ。ハ。ず。と。
言の伝を。
文の言。
○上の作の下に釜
の字あるべき。下
皆。
○命の下に能有
べき。
○伊勢ハ。寝入
と也。
夢を。

行平。出る。
誰神曾。古事記雄略条。麻衣。
民乃作作物乎。不成傷神等波。我御心曾止。悟奉礼賜支。宇氣比ハ。誓。
是以皇御孫命大御夢爾悟奉人。
乃公民乃作作物乎。惡風。荒水爾相

波須。續日本紀の詔。所思行佐久止。所念行。所思行支止。
皆右めめ。字。
天下公

都不成傷波。我御名者。天乃御柱乃命。國乃御柱乃命止。御名者悟奉氏。

神代紀に。生日神。云云。授以天上之事。故以天柱奉於天上也。この御柱神代紀に。生日神。云云。授以天上之事。故以天柱奉於天上也。この御柱即伊邪那岐命の御息にて。風神にしてまた風神を天御柱國御柱神とも。又同一書に。伊邪諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薫渤之説乃吹噓之氣為神号曰級長戸邊命。亦曰級長津彦命。是風神也。とい ひ万葉に。龍田彦。勤此花乎風不莫落。とあるに風莫吹登打越而名負有社乎風祭為奈。と有るなどを合せて。知るべきなり。

吾前爾奉年幣者。古事記に。海を光して來る神乃のたまはく。能治我前者。吾能共與相作成同記の雄略天皇の條に。言そ上とい條に。

御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物。楯戈御馬爾。御鞍具氐。品々乃幣帛備氐。神代紀に。八品とやい條と訓まるべし。こゝの品も。考めとまる何事にも。實のまとてハかるべし。

吾宮者。朝日乃日向處。紀に。是國用のまとのはいつと思ふ。しらず。御在所をのこすまよ。きり紙也。直向於日出方。故号其國曰日向也。ちなみに立野ハ龍田山の東の麓なれば。日向處といふ。方へ向しきれしき故なり。日新とて い條に。實に。もう乃ぶ。

夕日乃日隱處乃。こゝの夕日ハ。この。何らあるべき。

山のある處なれば。こゝ。ねど。

文の巻に。りのこ。○かゝ。

龍田乃立野乃小野爾。吾宮者。定奉氏。吾前平。

稱辭竟奉者。天下乃公民乃。作作物者。五穀乎始氐。草乃片葉爾至万氐。成幸閇奉牟止。悟奉支。是以。皇神乃辭教悟奉處爾。宮柱定奉氐。此乃皇神能前爾。稱辭竟奉止。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。令捧持氐。王臣等乎。為使。稱辭竟奉久止。皇神乃前爾。白賜事乎。

神主祝部等諸聞食止宣。と称へまつる。初あれ

章の

ま。

奉宇豆乃幣帛者。比古神爾。古事記に生風神名志那都彦

神と有。まします。又神代紀に。吹擲之氣化為神号曰級長戸邊命。級長津彦命。是風神也。といふ。古社二書。互に一神落ちもの也。今此祝詞にて。彦神。比賣神おハすれ。ども。二書とも補ふべし。万葉に龍田彦といふ。ることあれ。ども。神代紀にもの文の次の言に。伝ふ。なのみ。龍田姫と申も。即ち。龍田姫。又天御柱國御柱乃二神。龍田彦龍田比賣二神を。祭式に。ることあり。奉ぐる。別社に。奇魂ハ。和魂荒魂の。一一元。又一神も。二名おハすること。言伝ふ。ことあり。奇ふ顕ひ。ものを。ものに。神功とも。思ふ。ことハ。右ハ。ものに

ハおはし
ざるや。御服明妙照妙和妙荒妙五色
能物楯戈御馬爾御鞍具氏品々乃
幣帛献比賣神爾御服備こゝに妙云云五色物ならずまして云
て。きて御服金能麻笥芋をこゝにて。器也○金とゝ
備ふなり。
おい金楯大神宮式に金銅多々利二基高各一尺一寸六分。是と
物と。下辰しゝ。それに高一尺一寸六分四方れ
六分かる物をそゝ長谷九寸六分。手長谷五寸八分。万葉にとめらの績麻繋しゝ。鹿背之山とゝ。績
日本後紀に。山城國相楽郡桙と。桙をうみ苧とかゝ

くるれとハ。ゆせひとい。ゆ桙すうとゝ。ゆ多ゝ。手五寸
六分かる。ハ。今関令に女れ。綾車に。ゆ。ゆ。ゆ

者。瓱能閉高知瓱能腹滿雙氏。和稻荒稻爾。和稻ハ米トナルヲイフ。荒稻ハ穂ガラ〜有穎ヲモ。山爾住物者。毛能和物毛能荒物。大野原爾生物者。甘菜辛菜。青海原爾住物者。鰭能廣物。鰭能狹物。奥都藻菜。邊都藻菜爾至万氏如横山打積置氏。奉此宇豆乃幣帛乎。安幣帛能。足幣帛止。皇

神能御心爾。平久。聞食氏。天下能公民能。作作物乎。惡風。荒水爾不相賜皇神乃成幸閉賜者。初穂者瓱能閉高知。瓱腹滿雙氏。汁爾穎爾八百稻千稻爾。引居置氏。秋祭爾奉乎。王卿等百官能人等。式ハ使ヲ。王臣五位以上ト式ヲ在ハ。四位五位ノヲスヲテ三位ヲ仍ル。ごとく卿ト云ハ。ほ〜・云道〜也。式上文ヲモ。他ヲモ。皆臣ヲ云ヒ。○百官ハ人等ヲ。能ノ辭ヲ。其官ノ中ノ人ヲ。ヲ云ヒ。

倭國六縣能刀禰男女爾至ル所ニ國司廣瀬龍田ノ御使ヲ奉リ遣シ六縣の人々も召集テ二所ノ奉ル幣帛ヲ受ケ給フ

七月者。諸參集氏皇神能前爾宇今年七月。今年四月

事物頸根築拔氏今日能朝日能豐榮登爾稱辭竟奉流皇御孫命能宇豆乃幣帛乎神主祝部等被賜氏惜事無。古言ニ云フ事ヲ奉ル登宣命乎諸聞食止宣大命ト有ル事ヲ

天平寶字元年四月紀ニ天皇移御田村宮爲改修大安寺の下ニも見ユ天平寶字元年四月大炊王を皇太子ニ立ツ日の紀文ニ先是大納言仲麻呂招大炊王居於田村第云々紀ニ仲麻呂ノ子ヲ

○平野祭

神名式ニ山城國葛野郡平野坐神社四座並名神大月次新嘗ト云フ

ヒラノ

ヒラノ

ヒラノ

祖のうちありて。その子孫家奈良京田村里にもあり。

源氏ハ桓武天皇皇子信公を始ハ皇子ゝ弘仁五年ゝ此氏姓を賜ゝ次ゝ嵯ゝ又光ゝ先延暦六年ゝ同天皇の皇子ゝ葛原親王ゝ長岡廣根ゝの氏を賜ハ又平氏も同天皇の皇子ゝ葛原親王ゝ子大學頭從四位下高棟王ゝ天長二年ゝ賜ゝ右の商氏神を斎ゝ。

○大江氏ハ本土師宿祢ゝ天穂日命の商也。光仁天皇の御時。

同じ九遷ゝ其後ゝ。二月の紀ゝ田村後宮今木大神叙從四位上ゝ。平野へ遷ゝ。延暦元年十月時也類聚三代格ゝ正一位平野社地云云。右社預從五位下ト部平麻呂解狀偽謹檢旧記延暦年中立件社之日點定四至奏聞既訖云云。其年月ハ未詳。此格ハ貞觀格也。貞觀元年平野今木ハ從四位上ゝ。○神位ゝ延暦元年ゝ今木ハ從四位上ゝ。和三年平野の今木ハ正四位上ゝ。久度古開二神從五位上ゝ。本ハ從五位下ゝ。貞觀元年ゝ今木ハ。從一位ゝ。久度古開ハ從三位ゝ。比賣神ハ從四位下ゝ。同年の末ゝ。今木ハ正一位ゝ。次ゝ皆進階有ゝ。後ゝ平野ハ。也ゝ正一位ゝ。○祭ハ本政官式ゝ平野祭四月十一月上申。參議以上赴集。或皇大子親進奉幣。事見儀式。又同式ゝ平野祭ハ桓武天皇後王。改如為臣者。亦同。及大枝氏和氏。并預見

大枝ゝ。其大枝ゝ貞觀の御時中ゝ大江ゝ。

○和氏ハ姓氏録諸蕃の中ゝ。同じ倭氏ゝ書。推根津彦ゝ。

○光仁天皇ハ天武天皇皇子高市皇子尊ゝ。姓氏録ゝ云。光仁天皇の御父。尚貴親王ゝ。同一皇子ゝ。

參ゝ。式ゝ貞觀儀式ゝ。拔見。しかゝし光仁天皇ゝ。御嗣ゝ。桓武天皇の御後諸王諸臣まで。氏神ゝ。斎ゝ。上ゝ。上ゝ。大江和氏ゝ。見參ゝ。姓和氏贈正一位乙繼之女也。母贈從一位大枝朝臣直妹。后ゝ。先出自百濟武寧王之子純陀大子ゝ。光仁天皇の后ゝ。おハ。氏神の如くゝ。又ゝ。大江和氏の。本ゝ。有々む。右の式ゝ。及大江氏云云ゝ。

氏ハ貞觀ゝ。始めゝ。或ハ出ゝ。ハ疑。ずゝ。紀ゝ。元年十一月九日。平野春日祭。如常ゝ。宥てゝ。次ゝ。梅宮。大原野。なゝ。如常ゝ。此上ゝ。遣て平野ゝ。ゝ。天安二年四月ゝ。始ゝ。ゝ。紀ゝ。天安二六月貞觀と改。ゝ。同年四月ゝ。始ゝ。同十一月ゝ。如

常といもんハ。いにしへのおぼえなり。西宮抄ハ。四月四日廣瀬龍田祭發幣ありの裏書に貞觀元年四月四日同祭當平野祭云と有。式に。この日始まりしもおもひ合べし。前に始まりしも考へべし。

○或云。この一。今木を日本武尊。源氏神。久度ハ。仲哀天皇神。力開ハ。仁德天皇。高倉氏神。相殿比賣神ハ。天照大神。大江氏神。といふ。ハ。その社傳に。大江氏の出る。和氏の人も出べきことなれども。いまだ。氏をいふ。○万葉九に宇治若郎子宮所歌として。今木の嶺とあるハ。將略の宮。應神天皇の御時。此皇子。始て出る。今木ハ。紀に新漢と書て。高市郡なりを。後に奈良へ遷奉れる。ハ。宇治若郎子にはべし。日本武尊とも。いふなり。

天皇（スメラ）我（オホ）御命（ミコト）爾（ニ）坐（ニス）

古事記ハ。臣民をもて。大御言の體にして。崇神皇神（崇神皇

神）を。崇神天皇紀。新漢歌。明天皇紀。今木齋明天皇紀。城なれども。本ハ。異國人の新に來しを。住とそ。ものとも云ハ。今木とも。實ハ。みつ。に。今木にも。所ハ異と。紀と。今木のかゝ人と。

まして。仰ぎ。めず。春日祭。云ふ。ごとし。也も。今ハ京に。文書也。

如く。田村後宮。今木大神とあれど。式。今木ハ。奈良。神。今木を。日本紀に。元。田村。宮。弟の。今木。あり。ず。ば。光仁天皇。次に。桓武天皇も。元。今木ハ。社。と。崇。ミ。ひ。奉。はじめ。ありしを。あられ。あり。

皇大御神能。廣前爾白給久。皇大神とハ。皇祖神と。天皇をもしるせ。彼日本武尊。名部子命。又仲哀天皇云云。こゝ。ハ。ものとも。いふ。なるべし。實。ものを。ハ。ものを。ハ。ものを。ハ

高知氏。天能御舊。日能御舊。登定奉氏。命旨を隱坐とり。伊勢なるを。ちなと御魂鎮の文。ハ。明名。ア。古言。い。ゑ。ず。でも。明名。いそ〳〵ハ。言〳〵ハ。ぬ。こ。の。ゆ。ゑ。を。や。

神主爾神祇某官姓名乎定氏。ゆゑ。ばい。ハ。神祇大史正八位下。中臣連麻呂。といふが如し。氏神にまつる。主典を用ゐる。もすべし。主典公文を讀。ト。伊なれバ。也。こ。し。主典。る。中臣なるバ。祐。たゞ。式。よ。え。え。と。且。ち。る。も。官位。あ。れ。バ。神祇。を。ハ。用ゐ。し。沈。也。ま。ま。。

進流神財波。御弓。御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御馬。乎引並氏。衣笠ハ。蓋也。とのさ。ゆ。儀制令。延喜式。ゆ。ど。に。ま。ゆ。き。ぬ。の。色。ハ。右。の。文。

三代格。ト。系。ま。ま。部。立。麻呂。ハ。神社。の。頃。ま。ぬ。ど。氏。紀。ま。顔。る。べ。し。の。上。外。の。官。ま。ま。ら。ば。又。に。家。法。ま。れ。氏。ま。ま。主。系。祝。詞。こ。ま。ま。ま。神。官。の。上。部。の。中。也。ま。ま。ハ。祝。の。ま。ハ。し。も。この部ハ判官主典の中。ま。ま。べ。き。ま。り。

依バ。伊勢大御神宮。と。ま。ま。し。の。。紫。の。口。ソ。。天皇の御蓋も紫。ま。ま。。式。ま。ま。ま。。御衣波明多閉。照多閉。今本。ま。照多閉の三字。ま。ま。ま。。。

○下れ部曲神詞ニ置所足ト者ハ別也宜シ。伊勢神嘗祭ニ置足成ト者ハ。ハ〜ハのくしとなちさとしてもしちぶ也。

至麻氏。雑物乎。如横山置高成氏。是ハ常也。

ちな成といふ。伊勢も元を伊言也。

犬流宇豆乃大幣

ようてなる。そしく文字の誤ル。

帛乎平久聞食氏。天皇我御世乎堅

れど字へ。ふも伊ー

めたと。思行たとも。

例ト。ちしすそ。

若ト又思へ。

成ハ足成のすすろ。語

しる。ゆ下ゆもあれと。

幸ハ同

奉氏萬世爾。御坐令在米給登

令御坐給ふの。令御在給ふ。

有べきよ。宮ちかし。

久ト申ル

参氏仕奉流。親王等王等臣等百

磐爾常磐爾。齋奉利。伊賀志御世爾。

稱辭竟奉久登申又申

官人等乎日守爾。守給氏。天皇

我我ハ伊也

朝廷爾。伊夜高爾。伊夜賞爾。

王臣の官位彌益ふ。氏族も。弥度〜も元正天皇紀の詔ふ。天下乃政乎彌高ホ彌廣ホと有ハ。天皇の御稜威の弥貴く御食國弥弘

異所ル。

榮之米。令仕奉給登。やぐはえハ。彌木生ル〜と。既ニ

いひ。今年ハ。江〜ある〜江と。北

○祝詞ハ。假ふ字音を用ふ。古事記。日本紀。ふ。新撰字鏡。ふ。

新名抄。ふ。延のかな。江のはと。

今氏京ニ。

ふ。流。

ハ。なるべ。

稱辭竟奉久登申

て。天皇ハ。

ですや。既ふいへる如く。

○祝詞考上

○四十五

乃ち給ふ有て。末ゝ申とあるこそ。ゆゑ〳〵なれども。下に道長
は中臣氏の御ゆゑなるべし。
却崇神ちうに申とをは。語をつゞめる辭にて。もと以
て八。古〳〵ゆゑもの言ふ。ばいさうなるべし。
有こそいとも。なれめ〳〵らひて八。いうぶ〳〵。

○久度古開

久度神社八。神名式に平群郡に出。今も同郡龍田の立聖社
社をさす所の。大和川のほとりに久度村といふ里あるこそ。その氏
神と齋ふ社をこの皇神をとゞ。ほ人いひなれ。○古開八。いつく
るも。古くも今も考ふべきこゝろなれし。文德実録にもこゝろ
紀に〳〵に皆。久度古開とつゞけて。神位もそゝぎ八。同じ
ゆゑ齋ひまつるこゝろ。此流なる二所の宮にあ例なれ

是ゆゑ八。左久〳〵は。文德天皇紀に。古開と有て。三代
紀よりは。江家次第抄までに。古開とはかりなる。多きに從ふ。今
も開と出る。且訓八。あきなれば。又古開の
二字。假字〳〵異訓あるべ〳〵考ふべし

天皇我御命爾坐衆。この云はもの。久度古
開二所乃宮爾之仕奉來流。あしまつりきたれる仕
右。皇御神能。今木ゝに。皇大御神と云。こゝにまを。
録す。今木大神。久度古開神と。ある。廣前爾白給久皇
御神能乞比給万比任爾此所能底
之

○皇神と崇るゝ八。上ゝ。
○給ひ〳〵万
ゝ。
○今木ゝ八。大ゝ

[illegible]

津石根爾宮柱廣敷立高天能原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭止定奉氏。色絵ハ[illegible]る。上る。

神主某官位もうし下が宣と[illegible]まつる。二百四十[illegible]

上の今木[illegible]文と。全同じ[illegible]。こゝに略[illegible]

○祭れる[illegible]神。

○大臣[illegible]諸[illegible]神祇官に集[illegible]。

○六月月次祭十二月准之。

此時祭式は月次祭。六月。十二月。十一十日[illegible]と。神祇令。月次祭義解に。於神祇官與新年祭同祭。如庶人宅神祭也。と

○此祭ハ[illegible]祇令に出。又大寶元年七月。乙訓郡火雷神。冥[illegible]大幣月次幣例と。紀[illegible]ば其[illegible]。[illegible]を或曰。弘仁年中[illegible]。何[illegible]。

[illegible]ごハ[illegible]諸國と合て。三千百三十二座の神[illegible]月毎に奉る幣と。六月と十二月の十一十日に。諸國の神を[illegible]神祇官に集[illegible]。頒[illegible]の正月[illegible]六月に頒[illegible]幣ハ。六月に頒[illegible]。十二月に頒。七月[illegible]十二月[illegible]

集侍神主祝部等諸聞食登宣。

高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉皇神等能前爾白久今年六月月次幣帛

波。十一二月者。云今年明妙照妙和妙。
十一二月月次幣帛。
荒妙爾。備奉氏。朝日能豐榮登爾皇
御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉
久宣。
豊。

[illegible]。御幸皇神等能前ニ白云云。[illegible]文あれど。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。御幸皇神等能前ニ白云云。[illegible]文あれど。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。